

## 本人確認書類について(個人預金用)

ご本人のご氏名、生年月日、ご自宅住所が確認できる書類をご提出ください。  
 ご提出いただく書類により、ご用意いただく書類の点数が異なりますのでご注意ください。  
 なお、下記⑥、⑦の書類は必ず原本をご提出ください。(⑥、⑦以外はコピーで結構です)

ご提出書類(1点)	「氏名、生年月日、ご自宅住所」が表示されている顔写真付きの書類
右記書類から1点	① 運転免許証 または 運転経歴証明書 ② 在留カード または 特別永住者証明書 ③ 日本政府発行のパスポート
ご提出書類(2点)	【表Ⅰ】(「氏名、生年月日、ご自宅住所」が表示されている顔写真無しの書類)
右記【表Ⅰ】から2点	④ 各種健康保険証 ⑤ 各種年金手帳 または 各種福祉手帳 ⑥ 住民票の写しの「原本」
または	【表Ⅱ】(「氏名、ご自宅住所」が表示されている書類)
右記【表Ⅰ】から1点 + 右記【表Ⅱ】から1点	⑦ 公共料金(電気、ガス、水道、電話(携帯電話は除く)およびNHK)領収書の「原本」 ⑧ 国税または地方税の領収証書 または 納税証明書 ⑨ 官公庁から発行され、または 発給された書類 ⑩ 社会保険料の領収証書

### (ご注意事項)

- ◆ ①、②の書類は、両面をコピーしてください。
- ◆ ③の書類は、顔写真および住所が記載されたページをコピーしてください。(「氏名、生年月日、住所」が確認できるページ)
- ◆ ④、⑤の書類は、「氏名、生年月日、住所」が確認できる箇所をコピーしてください。
- ◆ ⑧～⑩の書類は、「氏名、住所」ならびに領収日付の押印または発行年月日の記載がある箇所をコピーしてください。
- ◆ 有効期限がある書類は、ご提出時点で「有効期限内」のものをご用意ください。
- ◆ ⑦の書類は、「作成・発行から3ヵ月以内」のものをご用意ください。
- ◆ ⑥および⑧～⑩の書類は、「作成・発行から6ヵ月以内」のものをご用意ください。
- ◆ ⑥の書類は、「個人番号」の記載が無いものをご用意ください(記載がある場合は、塗りつぶしてください。)
- ◆ 以下の記載がある書類は、該当箇所を塗りつぶしてください。  
 「本籍地」、「住民票コード」、「基礎年金番号」、「障害名」、「障害等級」

### 【ご注意事項】

- ※ 未成年者または成年被後見人(以下「未成年者等」といいます。)の名義にて口座を開設いただく場合は、親権者(原則として共同親権行使になります。)または成年後見人の方がその法定代理人として手続きされる必要があります。この場合、ご名義人の本人確認書類に加え、法定代理人の方の本人確認書類もご提出いただいております。
- ※ ご提出いただいた確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 不正口座の開設・利用は法律で禁止されております。架空名義口座、借名口座での口座開設はできません。また、他人の確認書類、偽造・改ざんした確認書類による申し込みは受け付けできません。
- ※ 不正口座の開設ならびに口座の不正利用が判明した場合は、直ちに口座の利用停止や解約等の措置をとり、法令に基づき当局へ通報いたします。